

決 算 審 査 特 別 委 員 会

委 員 長 報 告 (案)

令和元年12月20日

平成30年度決算に係る指摘事項一覧

【文書指摘】

- 1 学校教職員の多忙解消と負担軽減の取組について (教育委員会)
- 2 障がい者の離職防止・職場定着について (商工労働部)
- 3 新規就農者増加のための産地・経営体の育成支援について (農林水産部)
- 4 児童虐待事案への対応について (警察本部・子育て・人財局)
- 5 県立病院における医師の確保について (病院局)

決算審査特別委員会委員長報告

(令和元年12月19日)

本年9月定例会において、当委員会が審査の付託を受けました議案第13号「平成30年度鳥取県営企業決算の認定について」及び議案第14号「平成30年度鳥取県営病院事業決算の認定について」、並びに今定例会において審査の付託を受けました議案第12号「平成30年度決算の認定について」、以上3議案につきましては、決算審査の結果を令和2年度の予算に反映させるべく精力的に審査等を行ってきたところでありますが、以下その経過及び結果をご報告申し上げます。

当委員会は、審査を効率的に行うため、総務教育（ふじいかずひろ藤井一博 主査）、福祉生活（かわべひろし川部洋 主査）、農林水産商工（はまべよしたか濱辺義孝 主査）、地域づくり県土警察（しまたにりゅうじ島谷龍司 主査）、県営企業（おざきかおる尾崎薫 主査）、病院事業（はまだかずや浜田一哉 主査）の6分科会を設けて審査を分担し、予算執行が議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われていたかについて、部局ごとに、主管部局長等から決算の内容等についての詳細な説明を聞き、質疑、現地調査などの審査をしてまいりました。

(審査結果)

なお、審査意見として、今後速やかに検討又は改善すべきものと決定した事項について申し上げます。

まず、第1点目は、学校教職員の多忙解消と負担軽減の取組について であります。

近年の教育環境の多様化、複雑化等に伴う学校教職員の多忙化や負担の解消を図るため、県立学校では民間コンサルタントの指導によるカイゼン活動を実施したり、全小中学校へ「統合型学校業務支援システム」を導入するなど、学校現場の業務改善に取り組まれたことから、学校教職員のカイゼン意識も高まり、全体の時間外業務も減少傾向にあります。中学校では時間外業務実績が月1人当たり61時間（平成30年度）となるなど、依然として高い水準にあります。

教育委員会では、新たに平成30年度から、部活動指導員（39名）や教員業務アシスタント（13名）を各学校に配置し、さらなる教員業務の負担軽減等に取り組んでいるところではありますが、部活動指導員は、その選定が学校任せとなっており、関係団体との連携も十分とは言えない状況が見受けられ、結果として配置が思うように進んでおらず、また、教員業務アシスタントは、組織的な教員業務の切り出しや見直しが同時に行われる仕組みとなっていない等ことから、教職員の着実な負担軽減と時間外業務縮減に結びついていない状況にあります。

国においては、働き方改革の取組の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定して在校等時間の上限を示しており、本県でもこれに沿った運用が令和2年度より行われようとしているところでもあります。

教育委員会においては、在校等時間を上限内に納め、かつ、よりよい教育活動の実践を実現していくため、部活動指導員や教員業務アシスタント等の取組が着実に教職員の負担軽減等につながるよう、実効性向上のための仕組みの導入や制度の見直しを主体的に行っていくべきであります。

第2点目は、障がい者の離職防止・職場定着について であります。

平成30年度末の障がい者の就業者数は3,362人で、平成26年度末の2,545人から約32%増加しているものの、同時に離職者も増加しています。

障がい者の就労が定着している事業所においては、障害者就業・生活支援センターが行う障がい者との定期面談の内容を職場環境の改善につなげていることと合わせて、同センターと連携して事業所内で相談及び指導を行う障害者職業生活相談員が大きな役割を發揮しています。

障害者職業生活相談員は障がいのある就労者が5人未満の事業所には配置義務がありませんが、配置することによる効果が高いことから、本県としても配置の促進を図るとともに、相談員が職場内で取り組みやすくなるよう、相談員等の育成・研修を一層、充実するべきであります。

さらに、同センターが行っている業務が、各事業所において幅広く活用できるように、県立ハローワークの就業支援において、同センターとの連携や情報共有を強化していくべきであります。

第3点目は、新規就農者増加のための産地・経営体の育成支援についてであります。

鳥取県農業生産1千億円達成プランでは、新規就農者を年間200人増やしていく目標としていますが、平成30年度は165人（独立自営就農51人、法人等での雇用就農114人）の増加に留まりました。

これまでも、新規就農者を増やすための様々な事業が行われてきましたが、就農者を受け入れる地域や法人を増やすことも重要であるとの認識から、後継者の育成確保を目的とした園芸産地継承システムづくり支援事業を平成30年度から開始しています。しかし、この事業は園芸分野に限定されているため、水田作物や畜産の新規就農者の育成を目的とした取組についても検討するとともに、新たな体制づくりを農業大学校等の行政、関係機関や産地等とも連携しながら取り組むべきであります。

また、「がんばる地域プラン」、「がんばる農家プラン」で地域農業を核とした地域活性化や経営規模拡大による安定経営により生産者を支えることを目的とした事業が、結果として新規就農者や雇用の増加につながっているものもあります。しかし、事業内容が機械・施設導入への補助が中心であるため、経営相談等の支援が不足しています。安定経営に向けた継続的な経営相談事業も盛り込み、新規就農や雇用が着実に増えるよう総合的に支援していくべきであります。

第4点目は、児童虐待事案への対応についてであります。

近年、幼児や児童が保護者またはその同居者等からの虐待によって命を落とす悲惨な事案が全国的に発生しています。

本県でも、警察や児童相談所における児童虐待の認知件数は右肩上がりに増加しております。今のところ重大な結果につながる虐待事案は発生していないものの、いつ起きてもおかしくないという認識を持ち、発生した際には、迅速で適切な対応が求められることは言うまでもありません。

警察本部では、医師会・県との連携協定を締結するなど、関係機関との連携に取り組んできたところですが、今後も、幼児や児童の安全確認・確保に向けた実効性のある連携体制の強化について、不断の検討を行うべきであります。

また、児童虐待事案は、ドメスティックバイオレンス（DV）事案との関連性が高いとされていることから、警察本部において、人身安全関連事案を総合的に担当する部署の創設を検討するべきであります。

第5点目は、県立病院における医師の確保についてであります。

県立病院における医師の確保については、平成30年度に中央病院で4名、厚生病院で5名の常勤医師が増員されるなど、一定の成果が上がっています。

しかしながら、中央病院では、第Ⅲ期病院改革プランにおける新病院開設に向けた体制強化のための目標数120名に対して20名程度が不足しており、特に救急専門医や麻酔科医等の一層の確保が求められます。また、厚生病院でも、目標数60名に対して10名程度が不足しており、特に非常勤医師で対応している病理医や眼科医等の確保が急がれます。

本県の基幹病院・中核病院として、両県立病院が目指すべき医療を安定して提供していくためには、更なる医師確保が必要であり、今後も、鳥取大学等との連携強化や研修医の積極的な受け入れ等の取組について、効果検証・見直しを行いつつ着実に進めるとともに、鳥取大学医学部（地域枠）及び自治医科大学卒業医師をはじめとした若手医師を確実に定着させていくためにも、医師が学びたい、働きたいと思える魅力ある病院づくりを進める必要があります。

そのためには、地域の医療ニーズや他の医療機関との役割分担・連携を踏まえた病院の特色の明確化と、その特色を伸ばすための戦略的投資、そして、長時間労働の是正をはじめとした働き方改革を一層推進すべきであり、併せて、情報発信の強化にも積極的に取り組むべきであります。